広報 あびこ

第106号
昭和37年2月16日発行

発行所
千葉県東葛飾郡我孫子町役場
電話（あびこ）42・142・242
昭和34年7月30日第三種郵便物認可
（発行日　毎月　1日・16日）

☞2月の納税は☜

固定資産税
都市計画税
} の4期分です

あなたの納税によって町の事業も進みます。
2月28日午前9時から午後4時まで興陽寺で出張徴収をしますからご利用ください。

発展に即応した町内制度を

町制度審議会発足

町では昨年九月、町内制度の改善について十名の調査員に検討を依頼しましたが、その調査報告にもとづいて、第三回定例町議会では町内制度審議会設置条例が設けられ、本年一月二十四日に町内制度審議会が発足した。

諮問機関としての町内制度審議会は、議員三名、区長・連絡員七名、学識経験者三名計十三名の委員で組織され、町長は次の二点について諮問した。諮問第一号、下部行政組織の整備について、①名称の統一②規模の適正化③新設下部組織のあり方④下部行政組織の運営（区長又は連絡員制度・職務・待遇・任命又は委嘱）。諮問第二号、現行条例の整備又は改正について。この町内制度改善についての諮問は、近年における人口・家屋・世帯の著しい増加のため、従来の区制・区域では合理的な運用を期待することは困難な事態にあり、また、これらに伴う数々の改善すべき問題点もあるので、この際ある程度区域を変更し、実態に即応した区の組織機構を確立する必要があるとして、これが実態の調査ならびに区制のあり方などについて検討を願うために諮問がなされたわけである。

これからますます発展する町の合理的な行政運営を行なうためには、町と住民の意志が密接なつながりをもって浸透していくような区の組織の確立こそ当面の一大課題であるので、審議会の町内制度改善に対する答申は大いに期待されるものがある。

町は一月二十四日町内制度審議会に対して、下部行政組織（町内制度又は区制制度）改善について諮問を行なったわけであるが、なぜこの審議会が設置され、諮問がなされたか、まずこのことから考えてみたいと思います。

我孫子町は都心からわずか四十キロのところにあること、すでに東京都はすべての点で飽和状態にあることを考えあわせるなら、今後我孫子町が住宅地あるいは工業地として発展することは容易に推察される。事実ここ数年来この傾向が著しくあらわれてきたわけである。

本町の町内制度は「我孫子町区設置並びに区長及び区長代理者に関する条例」を根拠として、「処務便宜のため区を設置する」ということで、現在五十八の区および町内会が設けられている。しかしながら、現在の区制のあり方や前述のような人口増加などにより、従来の区制区域では円滑かつ合理的な運営を期待することは困難であり、このままでは、いっそう運営がむずかしくなるばかりである。

このような観点からこの際ある程度区制区域を変更し、実態に即応した区の組織機構を確立する必要があるので、区の実態調査と区制のあり方について検討を願うため町内制度審議会への諮問となったわけである。

では、現在問題となっていること、あるいは今後問題となると考えられることはどのようなことかというと、大きく分けて、区の適正規模と区長・区長代理者などの問題であると思う。

区の適正規模については区域の広さ、区域内の世帯数、境界などの問題がある。たとえば中里・中峠上・中峠下・我孫子二区・我孫子九区・ときわ台・柴崎などの区は、構成世帯の多いところで四百世帯、少ないところでも二百世帯となっている。これでは転入転出のはげしい現在、正確にその区内の動向や実情をつかむことは無理で、円滑な事務処理は困難となってくる。

以上は現在の町内制度におけるおもな問題点であるが、これらを項目的に列記してみると

◇区の適正規模

❶区域の広さはどの位がよいか

❷飛び地がないかどうか

❸区の境界は何によるべきか

❹世帯数および人口はどの位がよいか

❺本町全体の区の数はどの位がよいか

❻大字区域とした場合の適否（選挙人名簿との関係）

❼班の制度をいかにすべきか

◇区長および区長代理者

❶その名称は

❷選衡の方法は

❸町からの報酬は

❹その区の出は握方法は

❺転入、転出者の取扱い方は

❻区長代理者（仮称）をおくべきか

❼任期、職務、権限、任命について

となるが、これらを検討していくと、その段階において従来の区独自の行事などのような、むずかしい問題が多くでてくると思う。

町内制度の改善をするということになると、従来の区域を分離あるいは統合して再編成することになるわけであるが、この改善にあたっては、まえに述べたような問題点を十分考慮した上で行なわれなければならない。いずれにせよ、区と住民のお互いの意志が密接なつながりをもって反映、浸透していくような血のかよった組織機構を確立して、行政運営の円滑と徹底を期することがねらいであるので、町内制度審議会の答申は大いに期待されるものである。

◇町内制度審議会委員名

会長	後藤清造三（連絡員）	
副会長	増田　喜之（議員）	
〃	関根　平治（議員）	
〃	石井英次郎（議員）	
〃	宇田川亮作（連絡員）	
〃	海老原秀夫（区長）	
〃	増田　義二（区長）	
〃	石井　嘉助（区長）	
〃	石原松太郎（区長）	
〃	渡辺　平（連絡員）	
〃	青木　茂男（学識経験）	
〃	小池　肇（学識経験）	
〃	大木　隆（学識経験）	

交通事故防止は——まず身近なところから

最近の交通事情をみるときまさに「交通戦争」の観があり、警察としてもこれが対策に最善の努力をしておりますが、今やこの事故防止、あるいは混雑緩和の問題はひとり警察や自動車の運転者が、取締りをなし、注意するということのみでは解決しきれないものを含みつつあります。

そのため千葉県公安委員会では、一般ご家族の皆さんの身近な問題をとりあげご協力をねがっております。

◆交通妨害となるように、道路へ泥土、汚水、ごみ等をまいたり捨てたりすること。凍みついたりすること。凍るおそれがあるときに道路へ水をまくこと。交通ひんぱんな道路でたき火をすること。

◆道路で工事や作業をしようとするときは、警察署長の許可を必要としますが、つぎのようなことをするときもやはり警察署長の許可を受けなければなりません。

❶おみこしや、だしを出したりするとき。マラソン・撮影会・サイクリングなどすると。❷チンドン屋や宣伝自動車を使って広告宣伝するとき。❸署名運動やチラシ・広告を配布するとき。

皆さん、事故が多い、道路がせまいとなげく前に、もう一度ご自分の周囲を見直してみようよ。知らないうちにこれらの規則に違反している人はおりませんか。お互の小さな注意が、ひいては交通事故をなくしていくことになります。事故防止のため、毎日が安全運動ですから、皆さんのいっそうのご協力をお願いします。

かかげるようなことが「千葉県道路交通法施行細則」によってさだめられております。

◆他の交通の妨害とならないことを確認しなければ、乗ってはいけません。

◆交通ひんぱんな道路で、乗馬や自転車の練習をすることは危険ですからやってはいけません。

◆道路へ水をまくときに、道路へ水をまくことは違反となるほか、つぎに

用途地域指定 天王台区画整理 建設省告示さる

我孫子都市計画用途地域指定と我孫子都市計画天王台土地区画整理事業区域については、広報あびこ第百三号・第百四号でお知らせしたとおりですが、二月二日建設省からつぎのとおり告示されました

建設省告示第百三十九号

我孫子都市計画天王台土地区画整理事業区域を別紙図面表示のように指定する。ただし、その効力は、昭和三十七年二月二十二日から生ずるものとする。

その関係図書は、千葉県庁及び東葛飾郡我孫子町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十七年二月二日

建設大臣　中村　梅吉

（「次のよう」は省略）

建設省告示第百四十号

我孫子都市計画用途地域を次のように変更する。

その関係図書は、千葉県庁及び東葛飾郡我孫子町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十七年二月二日

建設大臣　中村　梅吉

（「図面」は省略）

春季火災予防運動週間

2月28日から3月13日まで

二月二十八日から三月十三日までの二週間は、春季火災予防運動週間です。

空気が乾燥し火災が発生しやすい状態ですから、つぎの点に注意して火災を起さないようにしましょう。

▼電気火災の防止

電気は便利なものですが、扱い方を間違うと非常に危険です。最近はいろいろな電気器具が販売されていますが、正しい取り扱いと後始末にじゅうぶん注意しましょう。

▼石油・ガス火災の防止

石油・ガスを使う器具も増加してきましたが、これらの器具も電器器具以上に取り扱いに注意しましょう。

▼かまど火災の防止

火の使用中はもちろんのこと、使用後は火の粉が飛び散っていないか、残り火は火災の心配はないかよく確かめてください。風呂がま・かまどの不完全なものは、早めに修理し、火災を未然に防ぎましょう。

▼林野火災の防止

枯草が乾燥しているので、火災が発生しやすい時ですから、焚火・煙草のすいがらなどには注意してください。

火災が発生した場合は、迅速適確に消防機関へ連絡してください。被害を最少限で食い止めるには、早く発見し、情勢を適確に判断し、適切な措置をすることです。

油類の火災の場合は、急激に燃えるので、まず消火器で火源を消す。消火器のない時は、ふとんか砂をかけて火を弱めてから消火する。

電気火災の場合は、安全器を開いて（スイッチを切る）から消火にあたる。

個人事業税の申告

三月二十日までに

松戸財務事務所

昨年の四月に地方税法の一部が改正され、昭和三十七年度から個人事業税の申告が必要となりました。事業を行なっている者の所得の計算方法は、所得税法の事業所得や不動産所得を計算する場合とほとんど同じですが、各種の控除については事業税（個人）の申告書を提出した者に限って認められます。

したがって、本年からは所得税の申告をしただけでは事業税の控除を受けることができないので、大変不利益になりますから、三月二十日までに松戸財務事務所又は役場へ提出してください。なお、申告書は二月下旬にあなたのお手許にお送りいたします。届かないときは松戸財務事務所へ請求してください。

事業税（個人）の申告書は所得税の確定申告や損失申告をした者も、これらの申告をしない者もすべて提出してください。

◈申告書の種類

❶一般的な申告書
財務事務所より送付するもので、(2)に該当する者以外が使用する。

❷特殊な申告書
つぎに該当する者が使用する。必要な者は財務事務所に請求してください。
(イ)損失の繰越控除の適用を受けたい者
(ロ)被災たな卸資産の繰越控除の適用を受けたい者。
(ハ)雑損控除の適用を受けたい者
(ニ)二以上の事業を行っている者
(ホ)二以上の都道府県で事業を行っている者

❸所得税の修正確定申告等に伴う申告書
つぎに該当する者が使用する。必要な者は財務事務所に請求してください。
(イ)所得税について修正確立申告又は修正損失申告書を提出した者
(ロ)所得税について更正もしくは決定の通知を受けた者
この申告書の提出期限は、修正確定又は修正損失申告書を税務署に提出した日又は更正もしくは決定の通知を受けた日から十日以内です。

我中再建建設譜

我孫子中学校火災復旧建設工事については、「広報あびこ」でそのつどお知らせしていますが、一月十三日に起工式も終わり、すでに工事の段階に入り工事は着々と進んでいます。

工事の進展については、町当局また町民にとっても関心事でありますが、工事請負業者の不動建設株式会社から、つぎのとおり工期八カ月間の工事工程表が発表されました。

我中火災復旧建設工事工程表

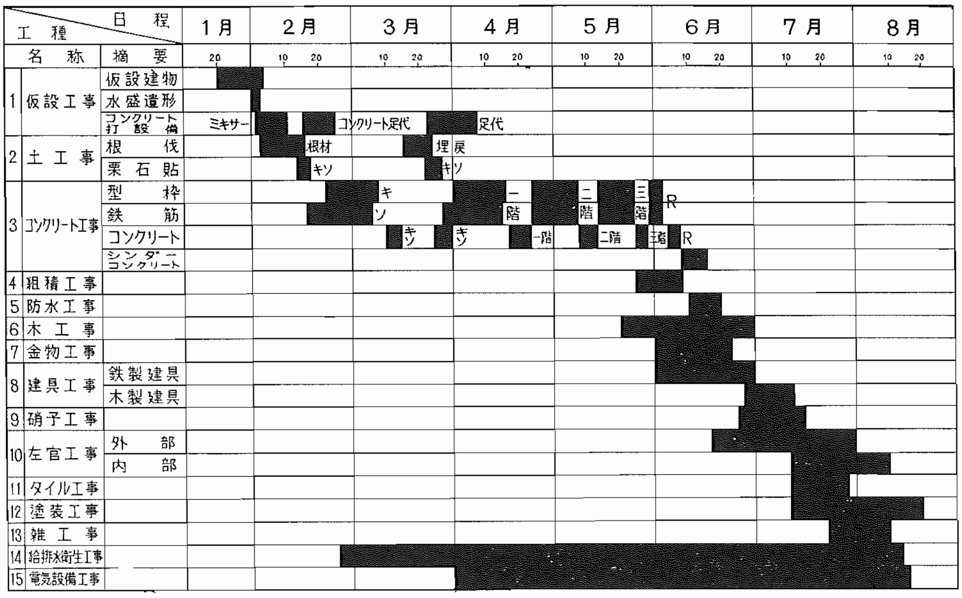

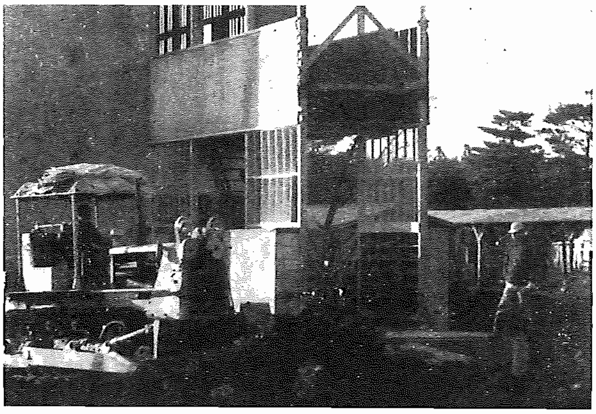

あなたの固定資産は

いくらに評価されましたか

三月一日から三月二十日までの間、固定資産課税台帳の縦覧が行なわれます。前年中に土地の地目変換、家屋の新築、改築、増築、損壊などの異動のあったものは評価換えのうえ、台帳に登録されていますが、固定資産の持主は、この二十日間の縦覧期間中にぜひ台帳を閲覧してください

この台帳に登録された価格に不服な点があれば、納税者は、三月一日から三月三十日までの間、町の固定資産評価審査委員会に対して審査の請求をすることができます。さらに、委員会の下した決定に異議があれば、県知事に訴願もできます。

▼縦覧場所　我孫子町役場

▼縦覧期間　昭和三十七年三月一日から昭和三十七年三月二十日まで（平日は午前八時三十分から午後五時まで、土、日曜日は午前八時三十分から正午まで）ただし、次の期間に限り、課税台帳を湖北支所および布佐支所において閲覧できます

三月十三日～三月十五日　湖北支所
三月十六日～三月十八日　布佐支所

美しい話題

⊡我孫子四町内の藪崎時計店のご主人が、遠くから中学校に通学するもので、家庭が困って自転車で通学できない生徒にあげてくださいと、自転車二台の寄贈を社会課へ申し出てこられました。

さっそく婦人車は、おかあさんが長い間入院していて、おとうさん一人で働きながら子供四人を養育している家族の長女に使ってもらうことにした。

もう一台の自転車は、友だちがみんな自転車で通学しているが、生活が苦しく自転車を買うことができず、遠いところから歩いて通学している生徒に使ってもらうことにしました。

この生徒はからだが丈夫でなく、学校も休みがちでしたが、これからは善意のこもった自転車で、休まず学校へ行けることでしょう。

×××××

⊡我孫子葦の芽婦人会では、養老院にいるおじいさん、おばあさん寒いでしょうと、また、私たちの子供も大きくなって小さくて着られなくなったものですがと、衣類をたくさん社会課へ届けてくださったので、豊四季の養老院と町の生活保護家庭へ届けました。

×××××

申告所得税の確定申告

2月16日～3月15日

昭和三十六年分申告所得税の確定申告の提出と第三期分の納税は、二月十六日から三月十五日までです。申告書等についてご不明の点がありましたら、遠慮なく税務署にご相談ください。期限間近になりますと、税務署は混雑いたしますから、なるべく早めに申告と納税を済ませてください。

なお、確定申告によって、源泉所得税の還付を受けられる方は、早めに申告いたしませんと支払が遅れることになりますから、現住所を所轄する税務署へ早めに申告してください。

（松戸税務署）

原動機付自転車のナンバー標識付替え

原動機付自転車のナンバー標識の付替えは昨年五月に行ないましたが、まだ古いナンバー標識をそのまま使用している車がありますが、現在古いナンバー標識は無効ですから至急とりかえてください。もし付替えを行なわない車や、原動機付自転車を持っていても届けていない人は罰せられることもありますから、忘れずに届け出てください。

なお、原動機付自転車のナンバー標識の付替えは、役場税務課でおこなっています。

人事

◇新規採用（12月1日付）

看護婦　村上チカエ
我孫子町看護婦に採用
保育所勤務を命ずる

雇　小池　実
我孫子町雇に採用
保健課勤務を命ずる

（1月1日付）

嘱託　近藤　操
我孫子町嘱託に採用する
総務課勤務を命ずる

掲示板

「公明選挙の歌」募集

わたくしたちの暮らしをゆたかにし、住みよい社会をつくるには良い政治が行なわなければなりません。

よい政治が行なわれるには、わたくしたちの代表を明るい選挙、きれいな選挙で選ぶことです。つまり、選挙は政治のもとです。

このことをよく理解し、きれいな、明るい選挙を行なうため、公明選挙の歌を広く一般から募集し、よい歌を選び、その歌を通じ公明選挙がいっそう推進されるためつぎのとおり募集します。

▼**応募形式**　自由ですが、一節は六行以内、三節以内でわかりやすく、親しみやすくみんなで歌えるようなもの。

▼**締切りと送り先**　昭和三十七年二月末日まで。送り先は東京都千代田区日比谷公園、東京市政館内公明選挙連盟。

▼**その他**　原稿には住所・氏名・職業・年令・男女別を明記してください。

詳細は、役場総務課へお問合せください。

国保被保険者証検認と国民年金出張徴収

我孫子町国民健康保険も四年目を迎え、順調に運営されています。さきの「広報あびこ」でお知らせしたように、世帯主の結核性疾患と精神病が七割給付（個人負担三割）となり、被保険者証にもその旨記入することになりました。また世帯員の資格移動や、いろいろの届のしてない方も、当日受付けますから該当者は印章をご持参ください。

なお、保険者証検認と同時に、国民年金の出張徴収をおこないますからご利用ください。年金の保険料を納入することが困難な方のためには、保険料免除の受付けもしますから、印章と手帳をご持参ください。日程はつぎのとおりです。

日	時間	場所
2月22日（木）	9.30～16.00	柴崎中屋
	10.00～12.00	江蔵地公民館
	13.00～16.00	布佐台集会所
23日（金）	9.30～12.00	日新公民館
	13.00～16.00	青山公民館
	10.00～12.00	浅間前公民館
	13.00～16.00	布佐下公民館
24日（土）	9.30～12.00	土谷津公民館
	13.00～16.00	久寺家分校
	10.00～16.00	58番観音堂
26日（月）	9.30～16.00	根戸森田精米所
	9.30～16.00	布佐支所
27日（火）	9.30～16.00	第四小学校
	9.30～16.00	中峠法照院
28日（水）	9.30～16.00	興陽寺
	9.30～16.00	中峠下公民館
3月1日（木）	9.30～16.00	町立保育所
	9.30～16.00	中里薬師堂
2日（金）	9.30～12.00	岡発戸公民館
	13.00～16.00	下ケ戸西音寺
	9.30～12.00	下新木長福寺
	13.00～16.00	上新木太子堂
3日（土）	9.30～12.00	岡発戸新田区長 松下敏雄宅
	13.00～16.00	東我孫子区長 市之瀬義照宅
	10.00～12.00	古戸公民館
	13.00～16.00	湖北支所
5日（月）	9.30～12.00	高野山最勝院
	8.30～16.30	我孫子町役場
6日（火）	8.30～16.30	我孫子町役場